

# 令和5年度宮城県食品衛生監視指導計画の概要

## 第1 計画策定の趣旨

この計画は、食品衛生法第24条の規定に基づき、宮城県が食品衛生法をはじめとする関係法令における食品衛生に関する監督指導について、毎年度、本県の実情を踏まえ、重点的かつ効果的に実施するために策定するものです。

## 第2 実施体制

- (1) 営業施設等に対する監視指導や適正表示の調査・指導等は県内5保健所4支所の食品衛生監視員が行います。
- (2) 食品及び食中毒等の調査に係る試験検査業務は保健環境センター等で実施し、と畜場法等に基づく食肉等の検査は食肉衛生検査所等で、と畜検査員等が行います。
- (3) 関係部局及び国並びに関係自治体等の関係機関と連携し対策を講じます。

## 第3 重点取組

### 1 食品営業施設監視指導

#### (1) 重点監視施設の監視

- イ 広域又は大規模な食品による健康被害の発生を防止するため、地域の実情を考慮して、重点監視施設を選定し、継続的な監視指導を行います。
  - ロ 市場や大型販売店等輸入食品の流通拠点となる施設に対して、物流量が増える年末期等に一斉監視を行います。
- #### (2) 食品の適正表示の推進
- イ 期限表示、アレルギーを含む表示に関する適正な表示について監視指導を行います。
  - ロ 広域流通食品販売店舗を対象に、一斉監視を行います。
  - ハ 食品表示基準の遵守状況を確認するとともに講習会等で、適正表示の徹底を周知します。

### 2 食中毒の防止

#### (1) 営業施設等に対する指導

加熱不十分な食肉等の提供を原因とする食中毒、調理従事者等を介して発生する食中毒及び寄生虫を原因とする食中毒の防止のための監視指導を徹底します。

#### (2) 汚染食品の流通防止

県内流通食品を対象に病因物質の汚染状況を調査し、監視指導の一助とします。

#### (3) 県民への啓発

食中毒予防の3原則、加熱不十分な食肉及び判断に迷う山菜等の喫食による食中毒の予防について啓発を強化します。

### 3 食品検査

#### (1) 食品の放射性物質の検査と情報提供

県内に流通する食品の放射性物質検査を実施し、検査結果について県民にわかりやすく情報提供します。

#### (2) 輸入食品の検査

輸入食品取扱業者に対する監視指導及び県内に流通する輸入食品の残留農薬や食品中のアレルギー、かび毒等の検査を実施します。

### 4 HACCPに沿った衛生管理の推進

#### (1) HACCP 制度化に係る指導

HACCP 制度化について講習会等の実施により、事業者の自主衛生管理の定着及び導入支援を図るとともに、監視時等に実施状況を確認の上、必要な指導及び助言を行います。

#### (2) 宮城 HACCP 導入・実践支援制度の運用

食品等事業者の制度の積極的活用を促すことで HACCP への取組を技術的に支援します。

## 第4 監視指導

県内に流通する食品の安全性確保のため、次の区分により計画的に実施し、食中毒等健康被害や違反食品発生時には関係機関と連携し、迅速な対応を行います。

また、HACCP に係る指導のほか、許可業種再編・届出制度の導入に伴う円滑な移行を指導します。

### (1) 監視指導

対象施設	目標監視回数
広域流通品製造・加工業等の重点監視施設、食中毒・違反・不良食品原因施設	3回以上
飲食店営業(大型飲食店等)の重点監視施設	2回以上
集団給食施設の重点監視施設	1回以上
上記以外の業種及び施設	許可更新時等

### (2) 食品検査

食品群	主な検査項目
水産食品等	細菌数、食品添加物
食肉製品等	細菌数、残留動物用医薬品
農産物等	細菌数、残留農薬
牛乳・加工乳等	細菌数、乳脂肪分、無脂乳固形分
その他	細菌数、食品添加物、アレルギー

### (3) と畜検査・食鳥検査

と畜場等で畜される獣畜等の検査を実施するほか、食鳥処理場における指定検査機関が実施する検査の指導を行います。

## 第5 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の指導等

自主的な衛生管理体制の確立を図るため、次のとおり実施します。

- (1) HACCP に沿った衛生管理について、各種講習会等を活用し実践を推進します。
- (2) 宮城 HACCP 導入・実践支援制度を活用することで事業者の HACCP 制度化対応を支援するほか、各種団体が作成した業種別手引書を活用した HACCP の実践を支援します。
- (3) と畜場や食鳥処理場における HACCP に沿った衛生管理について指導します。
- (4) 食品衛生推進員による自主活動を推進します。
- (5) 食品衛生関係団体に対する指導・支援を行います。

## 第6 県民との意見交換及び情報提供

- (1) 本計画策定に当たり広く意見を求めます。
- (2) 本計画に基づく監視指導・食品等検査などの実施結果をホームページ等で公表します。
- (3) 意見・情報交換を通して、県民とのリスクコミュニケーションの充実を図ります。
- (4) 消費者への食品等による健康被害防止のため、食中毒予防月間には、食中毒予防キャンペーンやチラシ配布等を行い、注意喚起を図るとともに、食品(健康食品を含む)等の安全性や自主回収に関する情報をホームページ等で公表します。

## 第7 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上

- (1) 食品衛生監視員等：厚生労働省等が主催する研修会への派遣、技術研修会の開催等による資質の向上を図り、食品等事業者等に対する適切な指導・助言に努めます。
- (2) 食品等事業者：講習会等の開催により、食品衛生に係る最新情報等を提供し、HACCP に沿った衛生管理に必要な支援を行うことで、食品等事業者の資質向上を図ります。
- (3) 子ども食堂等福祉目的の食事提供事業従事者：食事提供事業の実態の把握とともに必要に応じた指導助言を行い、飲食に起因する危害の発生防止を図ります。